

意見公募要領

1 意見公募対象

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて -」答申（案）

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e - G o v]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて報道資料を配布するものとします。

3 意見の提出方法

意見書に必要な事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

磁気ディスク : 3.5インチ、2HD

光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク : MOディスク

ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03 - 5253 - 5838

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て
担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：2020-ICT_atmark_ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。))として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成26年11月19日(水)午後5時(必着)(郵送の場合も、平成26年11月19日(水)必着とします。)

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e - G o v](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)及び意見提出者(個人を含みます。)の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(様式)

意見書

平成 年 月 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

章	頁	意見

記入例

章	頁	意見
3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成 26)年 3 月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>